

滋賀県道路整備

アクション プログラム

2013



高島土木事務所

【高島管内の特徴・みどころ】

家族旅行村ビラデスト今津



新旭風車村(新旭花菖蒲園)



メタセコイア並木



海津大崎の岩礁



たかしまびれっじ



どこに、どんな道路が、いつまでに必要か：「選択と集中」による重点化を図り、地域に真に必要な道路を優先して整備

滋賀県道路整備アクションプログラム2013

「道路整備アクションプログラム」とは、「どこに、どんな道路が、いつまでに必要か」を具体的に示した道路の整備計画のことで、県内8地域別に策定しています。このプログラムは、社会経済情勢の変化や新たな政策課題にかかる変更要素が生じた場合は適宜見直し、最長でも5年後には見直すこととしています。このため、平成15年度の公表から5年後の平成20年度には、最初の見直しを行い、平成20年度から平成24年度の5年間は『アクションプログラム2008』に基づき、道路整備を行ってきました。

2回目の見直しとなる『アクションプログラム2013』では、平成25年度から平成34年度までの10年間の道路整備計画を示しています。

見直しの方針

- ① マスタープラン(基本方針)、客観的評価マニュアルに基づき事業を評価する。
- ② 地域における情勢の変化を踏まえて、地域の重点項目を見直す。
- ③ 事業の重点化を図り、早期に事業効果を発現できるプログラムとする。

滋賀県道路整備アクションプログラム2013・見直しの背景

市町合併の進展

平成19年には26市町でしたが、市町合併により現在は19市町となりました。

新名神高速道路の開通(平成20年2月)

平成20年2月に新名神高速道路が供用され、沿線の甲賀地域には、供用前6年間で滋賀県に進出した企業197社のうち、約4割にあたる79社が進出しました。

東日本大震災の発生(平成23年3月)

全国で、高速道路、直轄国道、都道府県管理道路で約700区間弱が通行止めとなりました。これにより道路のあり方を改めて検討する必要性がありました。

滋賀県道路整備マスタープラン(第2次)

滋賀県基本構想の達成に向け『4つの政策目標』を掲げて道路整備を実施

『滋賀県道路整備マスタープラン(第2次)』は、将来20年間の道路整備にかかる基本方針を示すものとして、平成15年4月に策定しましたが、策定後10年近くが経過し、社会をとりまく情勢も大きく変化していることから、平成23年度に改定しました。

改定のポイント

- 広域災害への対応
本県における広域災害への対応について
- 維持管理のあり方
今後さらに増大する道路の維持管理について
- 交通事故(自転車事故)への対応
自転車と歩行者の安全性の向上について

1 県内産業の活性化と地域文化の交流

2 誰もが安心・安全に暮らせる優しい県土の実現

3 環境負荷の軽減と個性と潤いのある生活空間の創造

4 地域の自立的発展と不安のない暮らしの創出

地域ワーキング

地域課題の抽出や、その課題を踏まえた今後の道路整備に関して提言

高島土木事務所管内の地域課題を抽出し、その課題を踏まえた今後の道路整備について提言を行うことを目的とする地域ワーキングを、平成24年度に3回開催しました。

2013

どこに?
どんな道路が?
いつまでに必要?

10年間の具体的な道路の整備計画

具体化

≫詳細は 中面へ≪

客観的評価マニュアル(H23)

事業の優先度を客観的に評価するためのマニュアル～誰がやっても同じ結果、誰が見ても納得できる評価基準～

客観的評価マニュアルはマスタープランに併せて、平成23年度に改定しました。

改築事業 | バイパス整備や道路拡幅、交差点改良など

5項目で評価

1. 必要性

2. 走行改善効果

3. 進捗状況

4. 事業熟度

5. 地域特性
(地域の重点項目)

評価基準の主な見直し

アンケート結果等から、交通事故の発生を減らす道路整備、高齢者等の移動の円滑化を図る歩道整備、渋滞を緩和できる整備や、緊急輸送道路の整備について、配点をアップ。

交通安全事業 | 自転車歩行者道や歩道整備など

5項目で評価

1. 計画の位置づけ

2. 道路利用状況

3. 必要性

4. 進捗状況

5. 事業熟度

評価基準の主な見直し

自転車に関係する事故が社会問題となっていることから、「自転車と車両の事故状況」を評価項目として追加。

ワーキングの経緯

第1回 平成24年8月7日(火)

5年を振り返り、地域の道路、交通の問題点や課題等についてご意見を伺いました。

第2回 平成24年9月12日(水)

地域課題を抽出し、客観的評価マニュアルにおける地域の重点項目を議論しました。

第3回 平成25年1月18日(金)

客観的評価マニュアルによる事業評価結果や提言について議論しました。

高島土木事務所管内における地域の重点項目

「地域にとって唯一の道路の整備」

「緊急輸送道路の整備」

2008

アクションプログラム2008に基づく整備事例

国道367号(途中谷工区) [H22.7 供用]

- 交通事故対策として、線形を改良し、見通しをよくした。
- 積雪を考慮した幅員とし、積雪期を含めた緊急輸送道路の交通確保を図った。



道路整備アクションプログラム2013

道路事業:改築事業

整理番号	路線名	工区名	継続	H25～H34		
				前期 H25～H29		検 討 路 線 ※ 事 業 化
				着手	完了	
102	国道303号	追分	●		●	
103	国道367号	桑野橋				●
104	国道367号	保坂		●		
105	小浜朽木高島線	野尻				●
106	小浜朽木高島線	中野	●		(●)	
107	小浜朽木高島線	南古賀		●		
108	小浜朽木高島線	庄堺・三重生		●		
109	小荒路牧野沢線	沢	●			
110	五番領安井川線	安曇川	●			
111	白谷野口線	在原	●			
112	蘭生日置前線	日置前		●	●	
113	麻生古屋梅ノ木線	朽木	●			

道路事業:交通安全事業(歩道整備)

整理番号	路線名	工区名	継続	H25～H34		
				前期 H25～H29		検 討 路 線 ※ 事 業 化
				着手	完了	
72	国道303号	弘川・蘭生	●			
73	国道367号	市場		●		
74	小荒路牧野沢線	白谷				●
75	畑勝野線	拝戸				●

参考掲載

国事業・高速道路会社事業

整理番号	路線名	工区名
25	国道161号	湖北バイパス
26	国道161号	小松拡幅
27	国道161号	青柳北交差点改良(高島バイパス)

※事業化検討路線:予算の確保状況、他事業の進捗状況および地元との協議調整状況等により事業化を検討していく路線
(●)は部分供用または暫定供用
注)「整理番号」は、県内統一で事業ごとに連番でつけたものです。

高島土木事務所 道路整備アクションプログラム箇所図

102 国道303号 (追分工区)

- 屈曲部の是正および幅員確保
- 積雪期も含めた信頼性の向上(緊急輸送道路、第1種除雪路線、孤立集落対策)
- 市外も含めた広域道路ネットワークの充実

・ 追分急カーブ部

・ 渋滞状況



72 国道303号 (弘川・蘭生工区)

- 集落内の生活道路の安全性の向上
- 近くの保育園利用者や高校生などの通学の安全性の確保
- 既存歩道との接続による地域安全性の向上

・ 現在の状況



113 麻生古屋梅ノ木線 (朽木工区)

- 狭小区間の解消、線形改良
- 信頼性の向上(孤立集落対策)
- 地域支援(大型車の離合対策)

・ 改良済区間

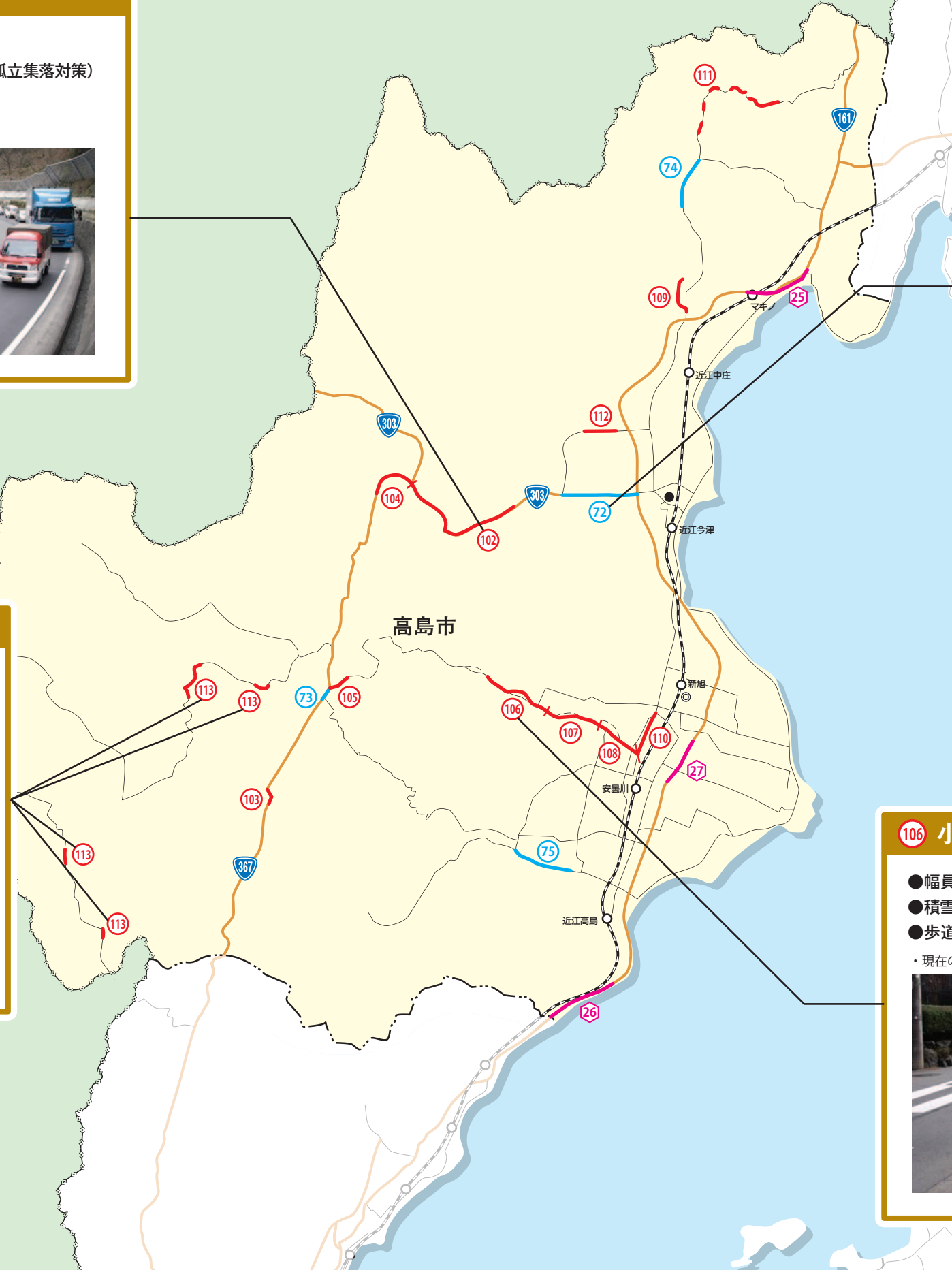
・ 未改良区間



106 小浜朽木高島線 (中野工区)

- 幅員狭小区間の解消
- 積雪期も含めた信頼性の向上(緊急輸送道路、第1種除雪路線)
- 歩道の確保による通学路の安全性向上

・ 現在の状況



凡例

道路事業

改築事業 (00)

交通安全事業 (00)

歩道整備 (00)

国事業・

高速道路 (00)

会社事業 (00)

国 道

主要地方道・一般県道

J R 在 来 線

市 町 境

県 境

市 役 所

土 木 事 務 所

道路施設の計画的な維持管理

適切な管理計画に基づいた計画的な維持管理を実施します

❖方針

- ・事後保全から予防保全への転換
- ・道路施設の長寿命化
- ・将来の維持管理費を平準化
- ・計画的維持管理による道路利用者の安全確保

❖主要な取り組み

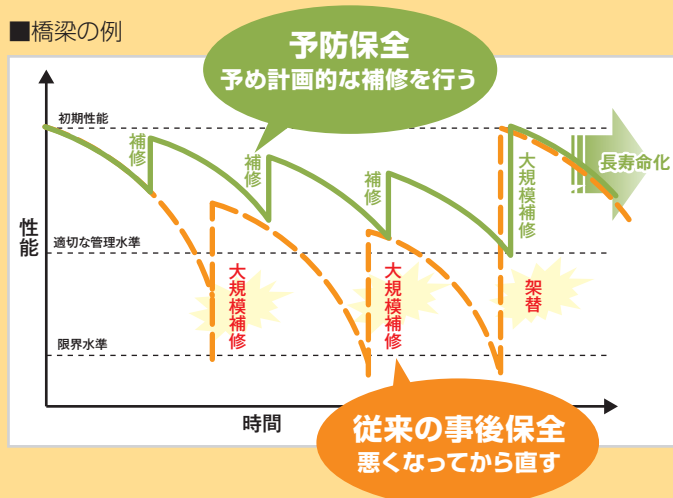
- ①橋梁長寿命化計画に基づき橋梁の予防保全を実施する。
- ②舗装については、経済性、長寿命化等を考慮した最適な舗装維持補修工法を採用することにより、舗装の耐用期間、走行性能の向上を図る。
- ③通学路の緊急点検および3省庁合同点検等の点検結果に基づき、計画的に安全対策を実施する。
- ④地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、緊急輸送道路における橋梁補強、道路狭隘部の改良、災害防除等を計画的に実施する。
- ⑤トンネル・側溝・擁壁などの道路構造物の維持修繕、路肩除草・道路植栽剪定などの適切な道路の維持管理を実施する。

計画的維持修繕の導入による維持補修費のコスト縮減について

構造物の計画的な維持管理が必要です

従来の悪くなってから直す(事後保全)では将来の維持補修費が増大します。予め計画的な補修を行う(予防保全)ことにより、構造物の長寿命化を図るとともに、コストの縮減や平準化を図ります。

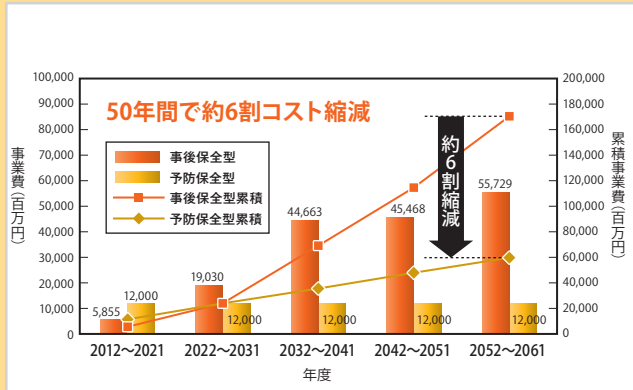
■橋梁の例



■高島大津線(安曇川大橋)



■予防保全する場合と事後保全する場合の将来事業費の推移



地域別アクションプログラム(高島土木事務所)

地域ワーキング提言

高島地域は、北は北陸、福井嶺南地域、南は天津地域と結ばれる交通の要衝である。しかし、幹線道路の大半が山間部などの狭隘空間を通過し、代替性のないネックポイントがある道路網である。そのため、災害時の通行規制により孤立する集落が存在し、災害時の救援や支援のための輸送路確保の対応が大きな課題の一つである。

さらに、本地域は原発事故が発生した際の避難経路の確保のため、一日も早い幹線道路の整備推進が求められている。

一方、人口減少と高齢化が急速に進展する本地域においては、道路整備の推進により観光・交流人口の増加や若者の定住促進といった地域活性化を推進する必要がある。

併せて、高齢者や子どもに配慮した安心して移動できる歩行空間の確保、豪雪地帯であるという地域特性をふまえた冬期の安全確保、適切で無駄のない道路の維持管理の推進が必要である。

本地域ワーキングでは、アクションプログラムの見直しにあたり、地域の課題や重点的に整備すべき項目等について平成24年8月から3回にわたって議論してきた。この地域ワーキングでの議論をふまえ、今後、真に必要な道路整備が無駄なく着実に推進されることを願い、以下の事項に対して地域ワーキングからの提言とする。

1. 激甚災害も考慮した広域連携を支える道路網の構築

大規模地震等の激甚災害発生時には、広域連携による、復旧・支援・避難ルート確保が急務となる。道路が寸断された場合の代替路を確保し、災害時の人・物資・情報の広域的で円滑な流れを構築する道路網の形成や災害に強い道路の早期整備推進が重要である。

2. 地域の活性化に資する道路整備の推進

地域の観光・交流人口の増加を促し、地域産業の育成、経済活動の活性化、若者の定着等を促す道路整備の積極的な取り組みが重要である。さらに、限られた路線に集中する交通の渋滞対策や自転車の積極的な利用対策など、より住みよいまちづくりへとつながる道路整備を推進すべきである。

3. 適正な管理による安心・安全な歩行空間の確保

適正な道路の維持管理を進めながら、誰もが安心して、快適に移動できる歩行空間の確保が重要である。特に、通学路の安全確保と、高齢化率が高いことや冬期の積雪対策といった地域の課題を踏まえて、安全確保のための施策を推進すべきである。

4. 地域の意見を活かした道づくり

県や市、警察などの交通関係機関、地域住民などの連携・協働を強化し、地域の意見を活かした道づくりを進めながら、一日も早い事業完了に向けスピードアップを行うことが重要である。

地域別アクションプログラム(高島土木事務所)地域ワーキング